

(資料 2)

ホープタクシー千代田西部エリアの区域拡大について

1. 提 案

現在運行しているホープタクシー千代田西部エリアについて、広島市鈴張地区の一部を運行区域とするため、(有)八重タクシーが運行するホープタクシー千代田西部エリアについて区域を拡大する。

2. 変更の理由

中国ジェイアールバス広浜線の再編に伴う北広島町ー広島市間の早朝の輸送を確保するため、ホープタクシー千代田西部エリア((有)八重タクシー)の区域を広島市鈴張地区の一部へ拡大しようとするものです。

3. 変更内容

(1) 運行主体

千代田西部エリア 広島県山県郡北広島町蔵迫14番地
 有限会社八重タクシー
 代表取締役 田中 宏幸

(2) 実施予定日：令和5年4月1日

(3) 変更の内容

○運行区域

【旧】千代田北部・南部・西部エリア

営業区域番号	営業区域名
1	千代田北部エリア
	北広島町川戸・中山・蔵迫・舞綱・惣森・川東・川西・川井・丁保余原・新氏神の区域
2	千代田南部エリア
	北広島町本地・南方・石井谷・安芸高田市上根の区域
3	千代田西部エリア
	北広島町蔵迫・舞綱・寺原・今田・原東の区域
4	千代田共通エリア
	北広島町有間・有田・壬生・春木・古保利の区域



【新】千代田北部・南部・西部エリア

営業区域番号	営業区域名
1	千代田北部エリア 北広島町川戸・中山・蔵迫・舞綱・惣森・川東・川西・川井・丁保余原・新氏神の区域
2	千代田南部エリア 北広島町本地・南方・石井谷・安芸高田市上根の区域
3	千代田西部エリア 北広島町蔵迫・舞綱・寺原・今田・原東の区域、広島市鈴張の一部区域
4	千代田共通エリア 北広島町有間・有田・壬生・春木・古保利の区域

※運行図別添

○運行目安表 別紙のとおり

ホープタクシー千代田西部エリア((有)八重タクシー)運行目安表

※予約がない場合は運行しません。

【変更前】 ~R5. 3. 31

エリア・路線名		運行目安時刻										
西部エリア	本地線	共通エリア	→	須倉太郎丸	→	石井谷	→	本地				
		①	8:10	→	8:20	→	8:30	→	8:40			
									↓			
			9:10	←	9:00	←	8:50	←	8:40			
		②	10:10	→	10:20	→	10:30	→	10:40			
									↓			
			11:10	←	11:00	←	10:50	←	10:40			
		③	13:30	→	13:40	→	13:50	→	14:00			
								↓				
		14:30	←	14:20	←	14:10	←	14:00				
	④	16:30	→	16:40	→	16:50	→	17:00				
								↓				
		17:30	←	17:20	←	17:10	←	17:00				
	寺原今田線	共通エリア	→	今田	→	寺原	→	蔵迫・舞網				
		①	9:10	→	9:20	→	9:30	→	9:40			
									↓			
		10:10	←	9:55	←	9:50	←	9:40				
②		11:10	→	11:25	→	11:40	→	11:50				
								↓				
		12:30	←	12:15	←	12:00	←	11:50				
③		12:30	→	12:40	→	12:50	→	13:00				
								↓				
		13:30	←	13:20	←	13:10	←	13:00				
④		17:30	→	17:40	→	17:50	→	18:00				
								↓				
	18:30	←	18:20	←	18:10	←	18:00					

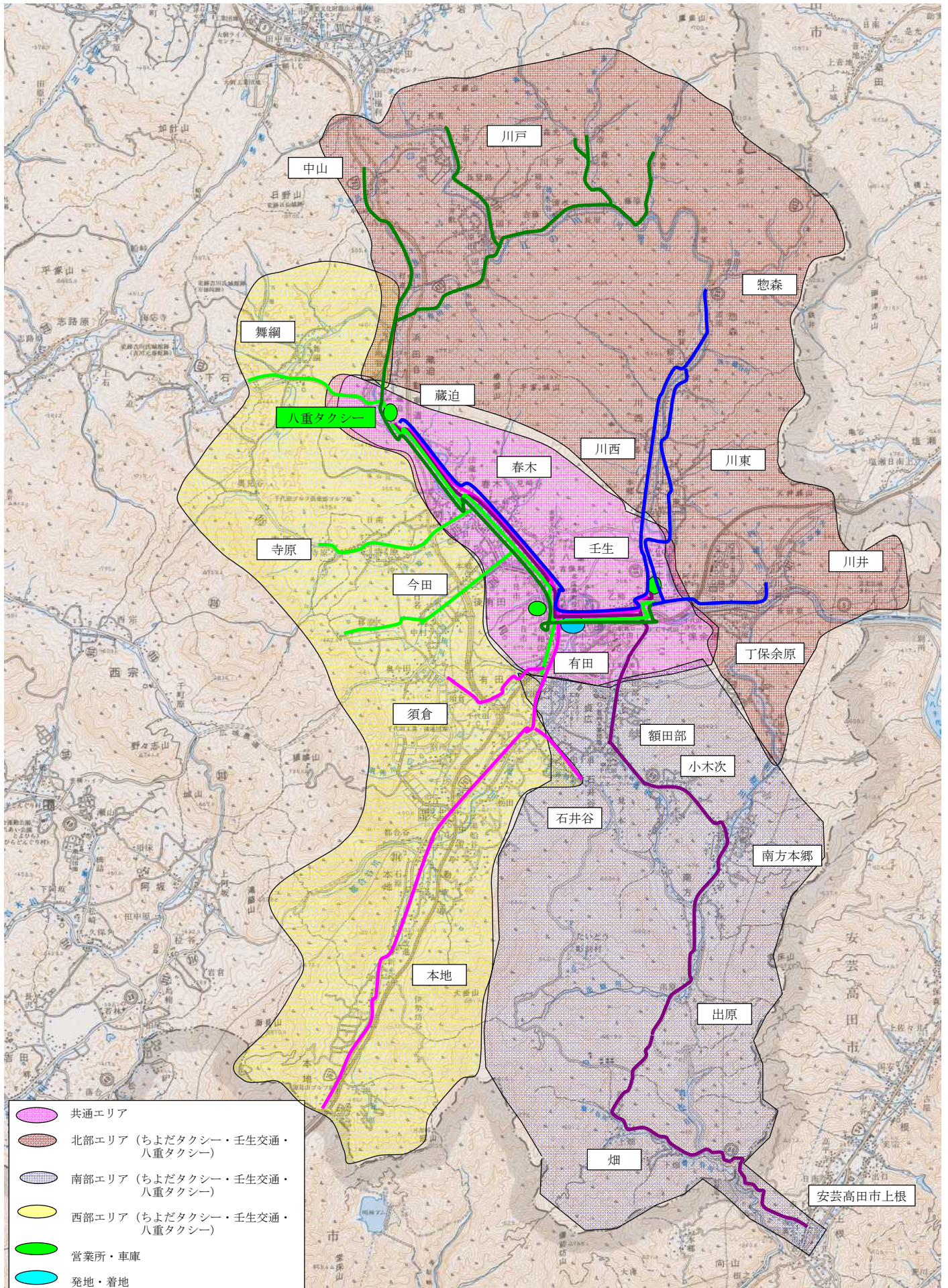
※共通エリア・・・市頭眼科医院周辺～水崎～有間～春木～千代田病院周辺～サンクス周辺～壬生の幹線沿い
 ※日曜日・祝日・年末年始は運休

【変更後】 R5. 4. 1～

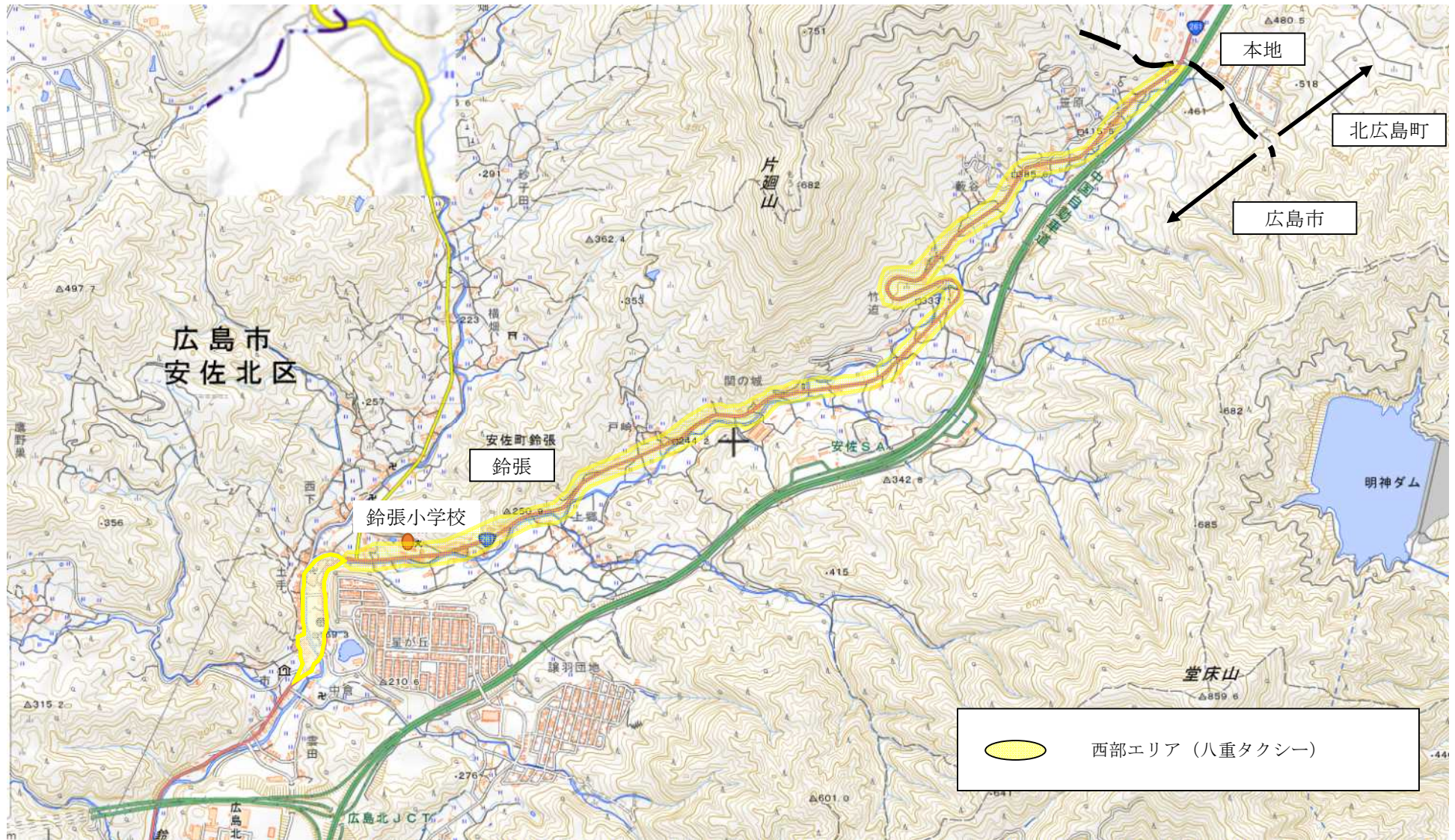
エリア・路線名		運行目安時刻										
西部エリア	本地線	共通エリア	→	須倉太郎丸	→	石井谷	→	本地	→	鈴張		
		①	7:10	→	7:20	→	7:30	→	7:40	→	7:55	
										↓		
			8:50	←	8:40	←	8:30	←	8:20	←	7:55	
		②	10:10	→	10:20	→	10:30	→	10:40			
									↓			
			11:10	←	11:00	←	10:50	←	10:40			
		③	13:30	→	13:40	→	13:50	→	14:00			
								↓				
		14:30	←	14:20	←	14:10	←	14:00				
	④	16:30	→	16:40	→	16:50	→	17:00				
								↓				
		17:30	←	17:20	←	17:10	←	17:00				
	寺原今田線	共通エリア	→	今田	→	寺原	→	蔵迫・舞網				
		①	9:10	→	9:20	→	9:30	→	9:40			
									↓			
		10:10	←	9:55	←	9:50	←	9:40				
②		11:10	→	11:25	→	11:40	→	11:50				
								↓				
		12:30	←	12:15	←	12:00	←	11:50				
③		12:30	→	12:40	→	12:50	→	13:00				
								↓				
		13:30	←	13:20	←	13:10	←	13:00				
④		17:30	→	17:40	→	17:50	→	18:00				
								↓				
	18:30	←	18:20	←	18:10	←	18:00					

※共通エリア・・・市頭眼科医院周辺～水崎～有間～春木～千代田病院周辺～サンクス周辺～壬生の幹線沿い
 日曜日・祝日・年末年始は運休

ホープタクシー千代田 運行図 (変更前 運行区域)



ホープタクシー千代田西部 ((有)八重タクシー) 運行図 (変更後 運行区域拡大部分)



出典：地理院地図

別紙2

1. 旅客運賃の額と計算方法

- ア 運賃は区域均一運賃とし、500円とする。
ただし、乗継の場合は1回均一200円とする。
- イ 小児運賃は大人運賃の半額とする。ただし、1歳未満及び1歳以上6歳未満で保護者同伴の場合は、保護者1人につき小児1人を無料とし、2人目から小児運賃とする。
- ウ 定期旅客運賃を計算するうえで、円単位の運賃が生じる場合は、10円単位に四捨五入する。
大人運賃・・・中学生以上の者
小児運賃・・・小学生以下の者

2. 運賃の算出基礎

収支予算書

支 出(千円)		収 入(千円)	
車両代・消耗品費	2,000	補助金(町より)	10,400
人件費	5,350		
管理費	3,840		
事業外費用	710		
合 計	11,900	合 計	10,400

運行日数:300日(日曜・祝日を除く)

運行時間:8:10~18:30までの10時間

収支差額=▲1,500千円

1日あたり収支差額=▲1,500千円÷300日=5千円

1日あたりの乗車予想人員=10人

※運賃の算出:▲5,000円÷10人=500円

3. 運賃の適用方法

(1)この運賃は、当社運行ホープタクシー千代田運行路線に適用する。

(2)大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

- 大人運賃・・・中学生以上の者
小児運賃・・・小学生以下の者

(3)旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

- ①片道旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
②旅客が途中下車したときは、原則として前途区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

- ①定期旅客運賃は、旅客が不定停留所間を不定回数乗車する場合に適用する。
②定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
③定期旅客運賃の算出方法は以下のとおりとする。

通学及び通勤

- ◎1ヶ月定期旅客運賃
基準運賃額×50×(1-0.4)
◎3ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×3
◎6ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×6
◎12ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×12

ウ 回数旅客運賃

- ①回数旅客運賃は、旅客が不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
②回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途区間の乗車を認めない。
③回数乗車券の種類は次のとおりとする。

種 類	券種	枚数	運賃額	割引率	備考
普通回数旅客運賃表	500	11	5,000	9.1%	
	300	11	3,000		
	250	11	2,500		

(4)旅客運賃の割引の適用は、次のとおりとする。

対 象 者	運 賃
身体障害者手帳所有者	300
療育手帳所有者	300
精神障害者保健福祉手帳所有者	300
児童福祉法の適用を受ける者	300
上記の介護人、付添人	300

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

該当なし